

○男鹿地区消防予防技術資格者の資格を定める要綱

平成 18 年 7 月 24 日

要 綱 第 1 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、「消防力の整備指針第 3 4 条第 3 項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件」(平成 1 7 年 1 0 月 1 8 日消防庁告示第 1 3 号。以下「資格者告示」という。)に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(区分)

第 2 条 予防技術資格者の区分は、次のとおりとする。

- (1) 防火査察専門員
- (2) 消防用設備等専門員
- (3) 危険物専門員

(認定)

第 3 条 所属長は、資格者告示に規定する要件を満たす者を消防長へ上申するものとする。

2 消防長は、所属長から上申のあった者に対し、前条に定める区分に従い、予防技術資格者認定証(様式 1)を交付するものとする。

(資格の記録)

第 4 条 予防課長は、予防技術資格者名簿(様式 2)を作成し、必要事項を記録するものとする。

(従事年数)

第 5 条 消防長は、資格者告示に規定する予防業務又は指定予防業務に従事した年数を確認するものとする。

(資格要件)

第 6 条 予防技術資格者の資格要件は、別添に示すとおりとする。

2 資格者告示附則第 4 項の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 指定予防業務に従事した者とは、消防本部で予防又は危険物を担当し

た職員、又はこれと同等の経験を有する職員をいう。

(2) 消防大学校の火災の予防に関する教育訓練の課程とは、本科又は予防科をいう。

(受検資格)

第7条 資格者告示別表に定める講習時間に満たない教科目については、予防業務関連研修を履修して補うことができる。

2 消防長は、資格者告示第2条第1号又は第4号に規定する受検資格を証明する書類（様式3）を交付するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

なお、予防技術検定及びこれに関する手続きその他の行為は、施行前においても行うことができるものとする。

予防技術資格者認定証

氏 名

消防力の整備指針第34条第3項の規定による、予防技術資格者の資格を定める件（平成17年消防庁告示第13号）に基づき、
予防技術資格者〔 専門員〕として認定する。

平成 年 月 日

男鹿地区消防本部

消防長

印

様式 2

予防技術資格者名簿

No.	職員番号	氏 名	認定年月日	資格者区分	附則※	備 考
1				防火査察専門員		
				消防用設備等専門員		
				危険物専門員		
2				防火査察専門員		
				消防用設備等専門員		
				危険物専門員		
3				防火査察専門員		
				消防用設備等専門員		
				危険物専門員		
4				防火査察専門員		
				消防用設備等専門員		
				危険物専門員		
5				防火査察専門員		
				消防用設備等専門員		
				危険物専門員		
6				防火査察専門員		
				消防用設備等専門員		
				危険物専門員		
7				防火査察専門員		
				消防用設備等専門員		
				危険物専門員		

※ 資格者告示附則第 4 項該当による認定は、附則欄に○印を記載する。

予防技術検定受検資格証明書

氏 名		年 月 日生
職 務 内 容	防火管理、防火査察、違反処理 消防同意、消防用設備等、危険物	
実 務 経 験 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで (年 月)	
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>証明年月日 平成 年 月 日</p> <p>証 明 者 職 名 男鹿地区消防本部消防長</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin-left: auto; margin-right: 0; text-align: center; line-height: 50px;">印</div>		